

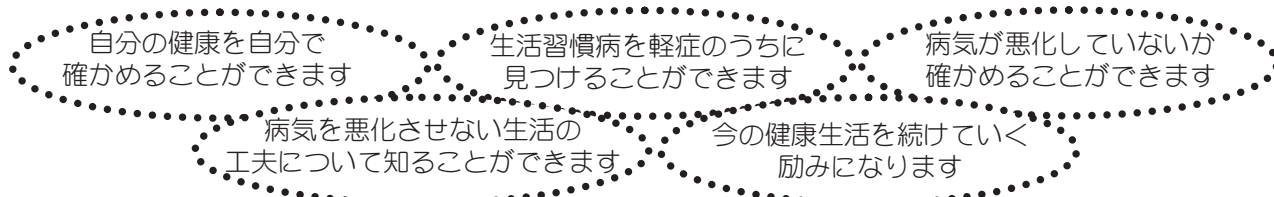
国民健康保険加入者の皆さまへ

国保会計は、「医療費の増加」や「国からの交付金の減額」などの影響を受け、依然として厳しい状況が続いており、平成26年度の当初予算では一般会計より5,000万円の繰り入れ（保険料軽減対策）を行なうこととして、その運営をスタートしています。

医療費が増加していくなかで、保険料軽減対策につながるように、今後も財政健全化へ向けて各種取り組みを更に強化していきます。

1. 「短期人間ドック」「特定健康診査」等の受診勧奨

健康診査を受けることでこんな良いことがあります



特定健診の対象者の皆さんには、4月中旬頃に『特定健康診査受診券（橙色）』を送付していますので、下記の表より選択し受診することができます。4月から短期人間ドックも小清水赤十字病院で受診できますので、この機会に是非受診下さるようお願いいたします。

「特定健康診査受診券」を使用できる検診

No.	検診名	対象者	適用期間	実施医療機関 (検診実施場所)	お問い合わせ先
①	短期人間ドック (検診料：9,100円)	国保で40～74歳以下の町民 【定員あり（先着順）】	平成26年4月1日（火） ～ 平成27年3月31日（火）	小清水赤十字病院	保健福祉課医療保険係 ☎（62）4473 (内線259)
②	特定健康診査 (検診料：1,000円)	国保で40～74歳以下の町民	平成27年3月31日（火）		

- ※ No.① → 国保加入者で30～39歳以下の町民の方も同額にて受診が可能です。（「特定健康診査受診券」対象外）
- ※ No.② → 「年度内に70歳以上」「町民税非課税世帯」「生活保護受給者」の方は、『検診料が無料』になります。
- ※ 上記以外に「ミニドック検診」「巡回ドック」「脳ドック」等の検診も対象となりますので、詳しくは保健福祉課健康推進係（☎62-4480）までお問い合わせ願います。

2. 「医療費通知」発送回数の変更と「ジェネリック医薬品(注1)」の普及促進

(注1) 新薬の特許権が切れた後に販売される、新薬と同効果で安全・安価な医薬品。

今年度より医療費通知の回数を表のとおり変更し、新たに「ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知」を送付します。今後もジェネリック医薬品の普及を促進し、薬剤費の抑制も含めた健康増進対策と医療費適正化による国保財政の改善を図ります。

『医療費通知』発送回数の変更

年度	医療費通知	ジェネリック医薬品 利用差額通知
平成25年度まで	年6回（2ヶ月毎）	未実施
平成26年度	年4回（3ヶ月毎） 【4月診療分より】	年2回 【7月及び11月診療分】

3. 保険料の「徴収強化」

保険料による国保運営の原則や加入世帯による保険料納付の公平性からも、保険料の未納は絶対に許されません。このため、納め忘れのない「口座振替納付の促進」や、未納世帯に対する「短期証の発行」に加え、『延滞金の徴収』や『滞納処分』により、引き続き徴収強化を図ります。

【お問い合わせ先】

「医療費」に関すること → 保健福祉課 医療保険係 ☎（62）4473

「検診」に関すること → 保健福祉課 健康推進係 ☎（62）4480

「保険料」に関すること → 町民生活課 税務係 ☎（62）4479

「乳幼児及び児童等」
「重度・ひとり親家庭等」

医療費給付事業の〈所得制限〉を廃止します！

子育て支援と障害者対策の更なる充実を図るため、町独自の施策として、従来適用されていた「所得制限限度額」を撤廃します。これにより、これまで限度額を超えていた世帯も医療費給付事業の対象となります。「平成26年4月1日以降の診療分より適用」となり、対象者には3月中に受給者証を送付しています。

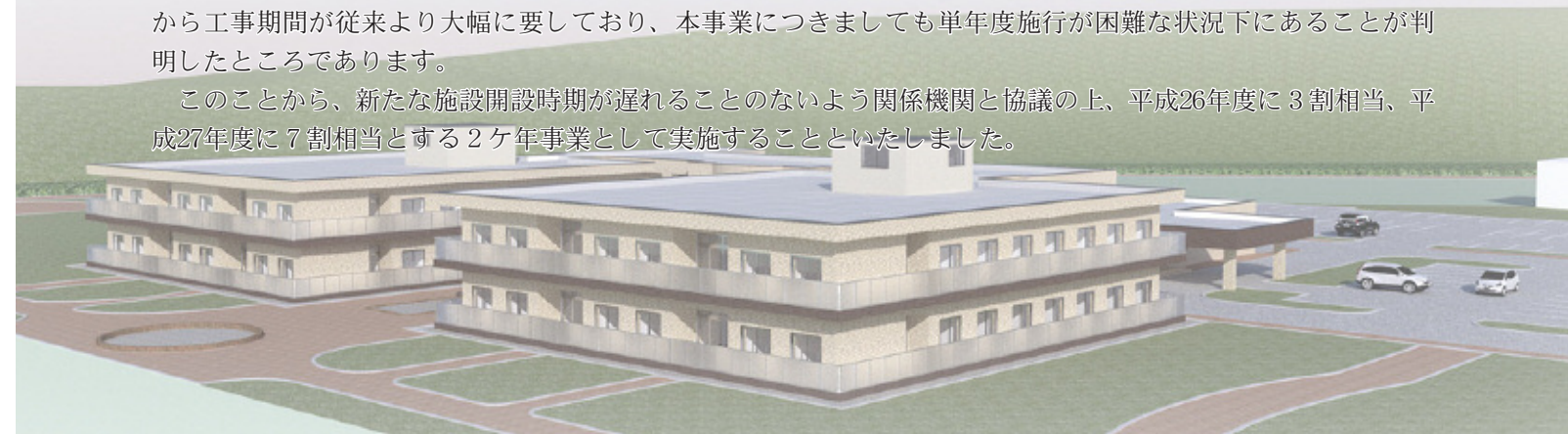
【お問い合わせ先】保健福祉課 医療保険係 ☎（62）4473

特別養護老人ホーム移転改築工事が始まります

特別養護老人ホーム改築・管理運営計画につきましては、平成24年2月に基本構想を策定して以来、随時広報によりまして進捗状況をお知らせしてきたところですが、いよいよ今年度移転改築工事が始まることとなりました。

前回（平成25年7月号）お知らせしましたスケジュールでは平成27年度の建設工事としておりましたが、東日本大震災復興事業や北海道新幹線開業に向けた建設工事等の増加によりまして、道内でも人材不足等の関係から工事期間が従来より大幅に要しており、本事業につきましても単年度施行が困難な状況下にあることが判明したところであります。

このことから、新たな施設開設時期が遅れることのないよう関係機関と協議の上、平成26年度に3割相当、平成27年度に7割相当とする2ヶ年事業として実施することといたしました。



事業スケジュール

年度	改築事業	管理・運営事業（民営化）
平成25年度	実施設計	
平成26年度	建設工事（3割）・整地工事	管理運営者決定
平成27年度	建設工事（7割）・外構工事・周辺道路工事	現施設で運営開始
平成28年度	供用開始	新施設で運営開始

新しい愛寿苑は、「施設は公設」「管理は民営化」との基本構想方針に基づき、施設の管理運営者（現施設で1年間運営した後）につきましても、本年6月末迄の決定を目指しておりますので、決定次第お知らせいたします。

今後も、町民の皆さまが安心して老後を迎えられますよう、より良い特別養護老人ホームづくりを進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】保健福祉課 ☎（62）4473